

生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）第二部 報告

2022 年 12 月 20 日

2023 年 1 月 6 日改定



会議名：生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）第二部

議長国：中国

会期：2022 年 12 月 7 日～19 日

場所：カナダ・モントリオール モントリオール国際会議場

会議公式 HP: <https://www.cbd.int/conferences/2021-2022>

アウトプット (DSI) : DSI: CBD/COP/15/L.30

<https://www.cbd.int/doc/c/c181/12cf/d29ef8c3f6bd4ec701699d9d/cop-15-l-30-en.pdf>

1. 会議全体の概要

生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）第二部が 2022 年 12 月 7 日～19 日、カナダ・モントリオールで開催された。その結果、愛知目標の次の、2030 年までの新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。資源動員として、2023 年に地球環境ファシリティ（GEF）の中に「生物多様性枠組基金」を設置することとなった。我が国は、2023 年から 2025 年にかけて 1,170 億円規模の生物多様性関連の途上国支援を行うことを新たに表明した。

今回採択された昆明・モンテリオール生物多様性枠組における、各目標・ターゲットについては、学術に特に関係するのは目標 C とターゲット 13 となる。

目標 C

遺伝資源、遺伝資源のデジタル配列情報、及び遺伝資源に関連する伝統的知識の利用から得られる金銭的及び非金銭的利益を、必要に応じて先住民や地域社会と共有し、2050年までに大幅に増加させるとともに、遺伝資源に関連する伝統的知識を適切に保護し、それにより国際的に合意したアクセスと利益配分手段に従って、生物多様性の保全と持続的利用に貢献すること。

目標 13

遺伝資源の利用、遺伝資源のデジタル配列情報、遺伝資源に関連する伝統的知識から生じる利益の公正かつ衡平な配分、遺伝資源への適切なアクセスの促進を確保し、2030年までに、適用される国際アクセスおよび利益配分の文書に則り、配分される利益を大幅に増加させるために、適宜、あらゆるレベルにおいて、効果的な法律、政策、行政および能力強化の措置を講じる。

2. 遺伝資源に係る塩基配列情報 (DSI) の利益配分に関する決定

DSI に関する課題は CBD 議題 11 として議論された。

遺伝資源のデジタル配列情報は、12月7日(水)、WG I は、GBF に関するワーキンググループ第5回会合 (CBD/WG2020/REC/5/2) の成果に基づき、遺伝資源に関する DSI からの利益配分に焦点を当てる議長の友グループ (Friends of the Chair) を設置した。同グループは、12月8日(木)、9日(金)、10日(土)、13日(火)、14日(水)、15日(木)、16日(金)に会合を開催した。12月17日(土)、全ての利害関係者との協議に基づき策定した DSI に関する提案 (会合での多国間利益共有メカニズムの設立、既存の国内アレンジの尊重に関する条項、メカニズムの様式を議論する会合間ワーキンググループの

設置)を提示され、この決定書草案は一部の変更が行われ、12月18日(日)に提出された議長パッケージの一部に含まれ、12月19日に採択された。

最終決定 決定書(CBD/COP/15/L.30、以下”決定”)は、決定において、COPは、DSIの利用による利益は公正かつ公平に分配されるべきであり、特徴ある解決策が必要であることに同意した。また、全てのDSIを追跡し、トレースすることは現実的ではないことを認識した上で、より多くのDSIを、適切な地理的起源などのメタデータと共に公的データベースに寄託することを奨励した。さらにCOPは、利益の共有に関する多国間アプローチには、例外が特定される可能性はあるものの、合意された基準を満たす可能性があることを認識することが記載された。

決定は前文、22の条項、付属書から構成される。

前文では、DSIは資源動員の解決策であり革新的な収入をもたらすこと。FAIRとCAREの原則などの勧告認識などが挙げられている。また、DSIの範囲は異なる理解がある現状が明記されている。

条項においては、DSIの利用の利益は、公正かつ衡平に配分されるべきであること、地理的情報と関連メタデータの寄託の奨励、解決策の条件、利益の先住民・地域社会優先とともに、今後のワーキンググループや専門家委員会の開催など検討手順が書かれている。

付属書には今後の検討課題が記載された。

COPは、効果的、効率的、実行可能、実用的であり、コスト以上の利益を生み、提供者と利用者に確実性と法的明確性を提供し、研究と革新を妨げず、データへのオープンアクセスと合致し、国際法的義務と矛盾せず、他のABS文書と相互支援し、IPLCsの権利を考慮すべき利益共有のソリューションを開発することに合意した。また、金銭的及び非金銭的な利益は、生物多様性の保全と持続可能な利用を支援し、IPLCsに利益をもたらすために用いられるべきであると認識し、このアプローチが条約及び名古屋議定書の下での既存の権利及び義務に影響を与えないことに同意している。また、研究およびイノベーションのためにDSIを生み出し、アクセスし、利用するために、具体的かつ目標を定めた能力構

築および開発、技術移転、技術・科学協力、そして適切な場合には、途上国への支援を要請する。

COP は、GBF の一部として、DSI の利用から利益を共有する多国間メカニズムを設立する。これには、グローバルファンド、ならびに COP16 で最終決定されるメカニズムをさらに開発し運用するための公正、透明、参加型、期限付きのプロセスが含まれる。また、多国間メカニズムの更なる開発を行う AHTEG を設置し、COP 18 でメカニズムの有効性をレビューすると決定する。

COP は事務局に対し、次の項目を要請する： 締約国およびその他から提出された意見の取りまとめと統合；他の国際資金メカニズムから得られた教訓の取りまとめ；多国間メカニズムおよび AHTEG が決定する他のオプションを分析する研究の委託；バリューチェーンの異なるポイントでの収益創出措置のオプションに関する研究の委託。

DSI に関する決定文章の概要 (CBD/COP/15/L.30)

前文の主な項目

- ・ DSI 利益配分のための解決策は、資源動員の解決策であること
 - ・ 生物多様性条約の下での範囲に関して多様な見解があることを認識する。
 - ・ 他の文書やフォーラムと相互に支援と他のフォーラムのアプローチ開発を認識する。
 - ・ 公共データベースへのデータ寄託の価値のさらなる認識。
 - ・ INSDC などのデータベースが、地理的起源に関する情報のタグ付けの奨励を歓迎
 - ・ FAIR と CARE の原則などの勧告認識
 - ・ DSI 利用による利益配分の革新的な収入創出手段を含む可能性がある。
 - ・ 公的データベースとプライベートデータベースの違いの考慮各条項
1. デジタル配列情報(Digital Sequence Information)という用語継続使用
 2. DSI の利用の利益は、公正かつ衡平に 配分されるべきであることに同意する。
 3. DSI の特徴的な慣行には 利益配分のための特徴的なソリューションが必要.
 4. 地理的起源に関する情報および関連メタデータとともに公的データベースに寄託することを奨励.
 5. DSI の追跡とトレースは現実的でないことを認識する
 6. DSI の利用から生じる利益の共有に関する多国間アプローチは、パラ 9 で特定された基準を満たす可能性があることを認識する。
 7. さらなる分析の過程で、パラ 6 の例外が特定される可能性があることを認識する
 8. DSI の利用から生じる利益の共有のための解決策を開発に合意する。

9. DSI に関する公正かつ衡平な利益配分のための解決策は、特に以下の通りであることに合意する。
- (a) 効率的で、実現可能で、実用的であること。
 - (b) 金銭的、非金銭的なものを含め、コストよりも多くの利益を生み出すこと。
 - (c) 効果的であること。
 - (d) DSI の提供者と利用者に確実性と法的明確性を提供する。
 - (e) 研究・イノベーションを妨げない。
 - (f) データへのオープンアクセスに整合していること。
 - (g) 国際的な法的義務と相容れないものでないこと。
 - (h) 他のアクセス権および利益配分手段を相互に支援すること。
 - (i) 遺伝資源に関連する伝統的知識に関するものを含め、先住民および地域社会の権利に配慮すること。
10. DSI の利用から生じる金銭的及び非金銭的利益は、特に生物多様性の保全と持続可能な利用を支援し、とりわけ、先住民及び地域社会の利益 になるように利用されるべきである。
11. 本決定で示されたアプローチは、伝統的知識及び先住民並びに地域社会の権利に関するものを含め、条約及び名古屋議定書の下で既存の権利及び義務に影響せず、各国のアクセス及び利益共有措置を害するものではない。
12. GBF のセクション I、能力構築と開発のための長期戦略的枠組み、GBF 技術・科学協力の強化を歓迎する。
13. 第 16 条による特定かつ的を絞った能力構築および開発、技術移転、第 18 条による技術・科学協力、および適切な場合には、以下のことを要求する、遺伝資源のデジタル配列情報に関するアドホック技術専門家グループが特定した潜在的な能力構築のための主要分野及び能力構築活動の様式を考慮に入れた、発展途上国、特にその中でも後発開発途上国及び小島嶼途上国並びに経済移行中の締約国が研究及び革新のために遺伝資源のデジタル配列情報を生成、アクセス及び利用するための支援

14. 先住民及び地域社会並びに関連する利害関係者が特定する能力ニーズ及び優先事項を適切に支援し、特に女性の能力ニーズ及び優先事項を強調することの奨励
15. GBF に関する OEWG の勧告 5/2 の附属書に含まれる、遺伝資源に関するデジタル配列情報の利用から得られる利益分配に関する解決策のための政策オプション案を想起。
16. GBF の一部として、遺伝資源のデジタル配列情報の利用による利益配分のための多国間メカニズム（世界基金を含む）を設立することを決定する。
17. また、以下のパラ 18 及び 20 から 22 に概説するとおり、メカニズムを更に発展させ運用するための公正、透明、参加型、期限付きのプロセスを確立し、COP16 において最終決定することを決定する。
18. 遺伝資源に関するデジタル配列情報の利用から得られる利益の共有に関するアドホック・オープンエンド・ワーキンググループを設置し、附属書で特定された要素を含む多国間メカニズムの更なる開発を行い、第 16 回締約国会議に対して勧告を行う。
19. 第 18 回締約国会議において、特にパラグラフ 9 及び 10 に示された基準を含め、多国間メカニズムの有効性を見直すことを決定する。
20. 締約国、他の政府、先住民及び地域社会並びに関連組織に対し、本決定書の附属書に記載された問題についての意見を提出するよう求める。
21. 事務局長に対し、上記パラグラフ 20 に従って提出された意見を取りまとめ、統合し、遺伝資源のデジタル配列情報の利用による利益分配に関する特別オープンエンド作業部会に利用可能にするよう要請する。
22. また、資源の利用可能性に応じて、事務局長に対し、以下を要請する。
 - (a) ITPGR の利益・共有基金、WHO の PIP、GEF の小規模助成プログラムなど、他の国際的な資金調達メカニズムから学んだ教訓をまとめる。
 - (b) DSI の利用から利益を共有するための多国間メカニズム、及び AHTEG が決定するその他のオプションが、本決定書の第 9 項及び第 10 項の基準をどの程度満たすかを分析しモデル化するための調査を委託すること。

(c) バリューチェーン上の様々なポイントにおける収入創出手段の選択肢、その実施の可能性、潜在的な収入に対するコストに関する調査を委託する。

附属書：今後の検討課題

- (a) ファンドのガバナンス
- (b) ベネフィットシェアリングのトリガーとなるポイント
- (c) 基金への拠出金
- (d) 多国間メカニズムを遺伝資源または生物多様性に自主的に拡大する可能性。
- (e) 地理的原産地に関する情報を基準の一つとして含む、金銭的給付の支払い。
- (f) 非金銭的な利益分配、基準の一つとして地理的原産地に関する情報を含む。
- (g) DSI の利用から得られる利益の共有に関するその他の政策オプション（パラ 6 及び 7 で言及された更なる分析を通じて特定されるものを含む）。
- (h) 能力開発、技術移転
- (i) モニタリングと評価、有効性の見直し
- (j) 他の資源動員手段や資金に対するメカニズムの適応性
- (k) 国内制度と利益配分に関する多国間メカニズムとのインターフェース。
- (l) 名古屋議定書との関係
- (m) 先住民及び地域社会の役割、権利及び利益（関連する伝統的知識を含む）。
- (n) 産学官の役割と利害関係
- (o) 研究・技術と利益配分に関する多国間メカニズムとの関連性。
- (p) データガバナンスの原則

